

工 事 保 証 期 間

	摘要	保証対象部分	保証期間	保証基準	適用の除外	
長期保証	増築部分	基礎	10年	破損・不動沈下・陥没・隆起が著しいもの 破損・欠損・反り・たわみが著しいもの 下地材の破損・欠損・反りが著しいもの 破損・欠損・取付不良が著しいもの 破損・欠損・たわみ・不陸が著しいもの 下地材の破損・欠損・反りが著しいもの	材質的な収縮に起因し、軽微なひび割れが生じるのは通常避けられず、住宅の品質又は性能を損なうものではありません。	
		柱・土台				
		梁・桁・横架材				
		小屋組				
		屋根下地				
		筋かい・火打材				
		床組				
		外壁下地				
	FRP防水	ベランダ	10年	材質の破損・メクレ等が著しいもの(上塗りカラー層の変色・退色については保証期間は2年となります)	入居者による配線・配管・アンカーボルト等による穴あけ、物干しやアンテナ・水槽等の取付による破損やメクレ	
既存部分の改修・リフォーム(増築部分の屋根・外壁仕上げ部を含む)	般短期保証	屋根・庇	屋根下地・仕上部分	2年	ずれ・浮き・変形・腐食・破損が著しいもの	建物使用に支障のない軽微な透水・または屋外面の水溜り
		錆(かざり)金物工事	とい	2年	脱落・破損・垂れ下がり・腐食などが著しいもの	標準以上の積雪、凍結、枯葉等の詰まりに起因するもの
			水切、雨押えの金属板	2年	継手のはがれ・浮き・腐食等が著しいもの	
		外壁	外壁下地・仕上部分	2年	材質の破損・欠損・変形・反り、仕上材の剥離・亀裂が著しいもの	ホコリなどによる一時的な汚れ
		防水工事	在来浴室・外壁開口部のシーリング部分	2年	シーリング材の施工不良・劣化が著しいもの	シーリングはもともと収縮するものであり、住宅の品質又は性能を損なうものではありません
		室内の床・壁・天井(軒天井含む)	下地・仕上(建材・クロス)・造作材	2年	下地材、木材の変形・変質・すき間・割れ・きしみ・反り・狂い、仕上材の剥離等が著しいもの	木材・建材は年月の経過により収縮するものであり、羽目板・縁甲板・幅木等に多少のすき間ができるのはやむおえないことであり、住宅の品質又は性能を損なうものではありません。また、過度の暖房に起因しやすいのでご注意ください。
		室内階段	仕上部分	2年	踏み板の反り・狂い・変形・割れ・きしみが著しいもの	
		建具・サッシ・ガラス工事	外部及び内部建具	2年	変形・腐食・開閉不良・がたつき等が著しいもの	日常に影響しないごくわずかな反り、ひび割れ及び過度の暖房によるもの。予期しない暴風雨・豪雨等による建具からの一時的な雨水の浸入。
		左官・タイル工事	壁、床、天井等の仕上部分	2年	剥離・変退色・ひび割れ・白樺が著しいもの	材質的な収縮に起因し、軽微なひび割れが生じるのは通常避けられず、住宅の品質又は性能を損なうものではありません。
		塗装工事	内外部塗装仕上面	2年	はがれ・亀裂・仕上り不良が著しいもの	ホコリなどによる一時的な汚れ
断熱・防露工事	壁、床、天井裏等の断熱、防露工事部分	2年	水蒸気の発生しない暖房機器の通常的使用により結露水のしたたり	地域特性・立地条件・換気不足・水蒸気を大量に発生するような住まい方によるもの		
防虫処理工事	軸組、壁等の防虫処理を行った部分	5年	白あり・ヒラタキクイムシ等の食害による損傷	タタミ・ジュウタンに発生するダニ類		

工 事 保 証 期 間

摘要	保証対象部分	保証期間	短期保証基準	適用の除外	
既存部分の改修・リフォーム — 一般短期保証	電気工事	配管・配線	2年	接続・支持不良・腐食・破損等	電灯の電球・電池類・パッキン等の消耗品
		コンセント・スイッチ	2年	取付不良・作動不良等	
		インターホン・チャイム・防犯設備・換気扇・照明器具・分電盤	1年		
	給水・給湯・温水暖房工事	配管	2年	接続・支持不良・電食・腐食・破損等	異物の詰まり・凍結による破損・パッキン等の消耗品、予期しない地盤沈下による配管の破損
		蛇口、水栓、トラップ	1年	取付不良・作動不良等	
		厨房・衛生器具・エッパス	2年	取付不良・水漏れ・排水不良・破損・作動不良等	
	排水工事	配管	2年	勾配・接続・固定不良等による排水不良	
	汚水処理工事	汚水処理槽	2年	槽のひび割れ・腐食による漏水又は不同沈下により機能不全	
	ガス工事	配管	2年	接続・支持不良・腐食・破損等	
		ガス栓	1年	取付不良・破損・作動不良	
	雑工事	小屋裏、軒裏及び床下の換気孔	2年	変形・腐食・脱落・がたつき	
		ぬれ縁・バルコニー・手摺・フラワーボックス・			
		内部収納家具・造作戸棚			
	外構工事	アプローチ・ポーチ・玄関土間・犬走り・テラス・ブロック基礎等のコンクリート部分	2年	著しい沈下・ひび割れ・不陸・隆起	多少の沈下・不陸・隆起、材質的な収縮・ひび割れが生じるのは避けられず、住宅の品質又は性能を損なうものではありません。
コンクリートブロック・れんが等の組積による外壁		2年	目地部分の亀裂・破損・仕上材の剥離	軽微なひび割れ、材質的な収縮、ブロック表面の軽微な段差・凹凸は通常生ずるものであり、住宅の品質又は性能を損なうものではありません。	
門扉・テラス・フェンス・カーポート・ポスト・インターホン・門灯・シャッター		1年	破損・がたつき・脱落・変形が著しいもの		

備考

入居者の適切な維持管理は必要です。
 付属設備等について、メーカーの保証期間の定めがある場合はメーカーの保証期間によります。
 本保証の「著しい」とは、本来持つべき機能を有しない場合又は、通常処理が必要と思われる程度をいいます。